

坂祝町監査委員告示第11号

定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

令和4年11月30日

坂祝町監査委員 森田 安夫
同 渡邊 章

記

1. 監査の種別 定期監査
2. 監査の対象 一般会計・特別会計
3. 実施期日 令和4年11月8日（火）議会事務局、総務課、企画課、
水道環境課、産業建設課
〃 10日（木）福祉課、窓口税務課
〃 11日（金）教育課、こども課

4. 実施場所 坂祝町役場庁舎4階第2会議室

5. 監査の方法

令和4年度の主要事業、前期進捗状況一覧及び予算収入計画表、予算執行計画の提出を求め、これにより担当課長及び関係職員からの説明を受け、質疑応答を行った。

6. 監査の結果

全体的事項は、事業の進捗状況及び予算の管理については、おおむね適正に執行されていると認められる。なお、予算の執行率が一部低い事業については、その都度、事情を聴取するとともに、特に事情のあるもの以外は、出納整理期間前までに完了するよう口頭で指示した。

また、その他細部にわたり確認を要する事項については、その都度説明を受け、口頭により今後検討されるよう併せて指示した。

7. その他

- (1) 令和4年度坂祝町では、大規模企業等の撤退により固定資産税の償却資産分の固定資産分が大幅に減収となり、たばこ税も令和元年度に比べ約20,000千円減収し横ばい状況であり、ふるさと納税も前年度に比べて寄付件数は増加しているが寄付金額では4,933千円減少していることに鑑み今後の自主財源及び依存財源を含め有効に活用することを望みます。

また、前年度には大型スーパーの出店の断念もあり、その後の企業の進出もない状況である。将来的に安定かつ、持続可能な行政運営を進めるためにも、町行政において積極的に企業誘致等に取り組み、さらなる町の活性化につながるよう、最善の努力をお願いしたい。

なお、町有財産使用目的外での有料化（職員等の駐車場使用料の有料化）及び学校給食センターでは、学校給食費納入等に係る事務処理が個人の作成したエクセルで処理されており対応におわれている状況である。今後の人事異動で個人の資質によっては対応しきれないことが想定される。初期投資として費用も嵩むと思われるが汎用システムを構築し導入について早急に検討願いたい。

- (2) 各課（センターを含む）に対して、坂祝町会計規則第72条第2項第3号の郵便切手、はがき、印紙及び証紙受払簿を本年度中に改めて確認することとした。